

平成31年度社会福祉法人北見市社会福祉協議会職員募集要領

平成30年10月1日

1. 採用予定人員等

職 種	採用人員	性 別	職 務 概 要
地域福祉総合職	1名	問わず	社会福祉に関する業務全般及び一般事務 ・地域福祉活動の推進・ボランティア活動の推進 ・福祉サービス利用援助事業 ・相談援助業務（自立支援・就労支援・後見業務） ・障がい者、高齢者等の当事者やその家族への主体的活動への支援・介護保険事業 ・生活支援体制整備事業・認知症施策推進事業

2. 受験資格

次の（1）から（4）までの全ての要件を満たす者

- (1) 平成31年3月に卒業見込みの者。若しくは平成28年3月以降に卒業した者
※短大・専門学校以上の学校を卒業見込みの者含む
- (2) 卒業見込みの者は、**社会福祉士受験資格を有する者**（既卒者は、社会福祉士の資格を有する。）
※精神保健福祉士・介護支援専門員等福祉系の資格取得者はなお可
- (3) 普通自動車の運転免許を有する者（平成31年3月末日までに取得見込の者も含む。）
パソコン操作（ワード・エクセル）ができる者
- (4) 次のいずれも該当しない者
 - ア 成年被後見人及び被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3. 試験の日時、会場、合格発表

区 分	日 時	会 場
第1次試験	平成30年11月12日（月） 午後1時30分～午後3時00分	北見市総合福祉会館 2階研修室 （北見市寿町3丁目4-1）
第2次試験	平成30年11月26日（月） 詳しくは、第1次試験の合格通知でお知らせします。	

【注】(1) 試験当日は、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）を持参して下さい。

4. 合格発表

- 第1次試験・第2次試験の合格者及び不合格者に対し7日以内に郵送で通知する。
※第1次試験の結果は、合格者の受験番号を通知予定日に北見市社会福祉協議会のホームページに掲載します。
（合否の判定に対する問合せは受付いたしません。）

5. 試験内容

区 分	科 目 等	内 容
第1次試験	小 論 文 (90分)	文章による表現力などについて筆記試験（約800字） （前回試験の出題テーマ 地域で課題を持つ方に対する生活・就労支援について）
第2次試験	面 接	主として人物、識見等についての個別面接
	健康診断	職務遂行に必要な健康状態について医学的検査 ・第2次試験合格者に対して3月下旬に健康診断を行います。

※試験に要する交通費等の費用は、支給いたしません。

6. 申込手続き及び受付期間

(1) 提出書類

- ・履歴書（最近3か月以内に撮影した写真(正面向き、脱帽、上半身のもの)を必ず貼って下さい。)
- ・資格取得見込証明書又は資格取得証明書（社会福祉士登録書の写し可）
- ・卒業見込み証明書（卒業証明書・卒業証書の写しでも可）
- ・成績見込証明書（成績証明書）
- ・普通自動車運転免許証の写し

なお、提出書類は受付後返却いたしません。

(2) 提出先

〒090-0065

北見市寿町3丁目4-1 北見市総合福祉会館内
社会福祉法人 北見市社会福祉協議会 総務課総務係

(3) 受付期間

平成30年10月2日（火）から11月5日（月）まで（必着）

ただし、土曜日、日曜日を除き午前9時から午後5時30分まで。

郵送による申し込みは11月5日（月）までに上記の提出先に到着したものに限り受付します。消印有効ではありませんので気を付けて下さい。（簡易書留郵便によること。）

(4) 個人情報の取扱い

履歴書等に記載された個人情報については、採用試験及び採用に関する事務の目的で使用します。

7. 採用

(1) 合格者は、平成31年4月1日に採用する予定です。

(2) 受験に必要な資格を取得見込の者で、平成31年3月末日までに資格を取得できない場合は、採用される資格を失うこともあります。

(3) 採用後においては、人事異動により各課・各支所の業務に従事することがあります。

8. 待遇、勤務条件等

(1) 初任給等

初任給は、平成30年4月1日現在で大卒168,600円、短大・専門学校卒151,500円ですが、学歴、経験年数に応じて額が変わります。このほかに、支給条件に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。なお、採用されるまでに給与関係の規程、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(2) 勤務日、勤務時間等

原則として月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分まで、1日7時間45分、週38時間45分です。所定労働時間を超える労働があります。

(3) 勤務を要しない日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、夏季休暇（6月から10月の間に3日間）、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）。

(4) 勤務場所

北見市社会福祉協議会の本所又は支所

(5) 採用された職員は、年齢が満60歳に達する年度の末日をもって定年退職するものとなります。継続再雇用規程にて希望する者は65歳まで雇用されます。

(6) その他

年次有給休暇、特別休暇、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険があります。

※ 採用されるまでに規程等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

9. 問い合わせ先

〒090-0065

北見市寿町3丁目4番1号 北見市総合福祉会館内
社会福祉法人北見市社会福祉協議会 総務課総務係

TEL: 0157-61-8181 (代表)